

寄附金の税制優遇について

公益社団法人 北海道森と緑の会は「特定公益増進法人」に該当し、当会に対する寄附金について次のような法人税、所得税及び個人住民税の優遇措置があります。

【優遇措置の内容】

[法人の場合]

特定公益増進法人に対する寄附金については、優遇措置により、一般の寄附金と別枠で損金算入することが認められています。(法人税法第37条3項2号)

このため、特定公益法人である当会に対する寄附は、一般の団体への寄附よりも、税制上優遇され、法人税の軽減が図られることとなります。

①「法人税」 当会（特定公益増進法人）への寄附金の損金算入限度額の計算

ア. 特別損金算入限度額（特定公益増進法人への寄附）

$$(\text{資本金等の金額} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

イ. 一般寄附金の算入限度額

$$(\text{資本金等の金額} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

アとイの限度額（合計）までの寄附金額の損金算入が可能となります。

* 資本金等の金額：資本の金額と資本積立金の合計

[個人の場合]

寄附される金額が2千円を超える場合は、所得税の「所得控除」又は「税額控除」および住民税の「寄附金税額控除」の対象となります。

①「所得税」

所得控除（所得税法第78条）か税額控除（租税特別措置法第41条18項3号）のいずれかを選択できます。

○所得控除

寄附金額 - 2,000円

寄附金額は、総所得金額の40%相当額が上限となります。

○税額控除

寄附金額 [寄附金額（総所得金額の40%を上限） - 2,000円] × [40%]

までの税額控除（所得税額の25%が上限）が可能となります。

②個人住民税

[寄附金額（総所得金額の30%を上限） - 2,000円] × [4%（道民税） + 6%（市町村民税）]
までの税額控除が可能となります。

※ 都道府県及び市町村が条例で指定している寄附金が控除の対象となります。当会に対する寄附金を条例指定している都道府県及び市町村は次のとおりです。

北海道、札幌市、岩見沢市、湧別町、興部町、白老町、厚真町、安平町、むかわ町、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、清水町、芽室町、中札内村、幕別町、浦幌町
その他の市町村についてはお住まいの市町村又は当会までお問い合わせ下さい。

〒060-0004

札幌市中央区北4条西5丁目1 林業会館3階
公益社団法人 北海道森と緑の会

TEL：011-261-9022 FAX：011-261-9032

E-mail：morimidori@h-green.or.jp